

防府都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目 次》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 基本的事項	1
1-2. 都市づくりの基本理念	2
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
2-1. 区域区分の決定の有無	4
2-2. 区域区分の方針	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	17
3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	18
3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針	22
3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	23
参考資料	24

令和2年(2020年)12月

山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1) 目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「区域区分*」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区 分	市町名	範 囲	規 模	備 考
防 府 都市計画区域	防府市	行政区域の一部	14,321 ha	
	合 計		14,321 ha	

※ 「都市計画現況調査*」による平成 29 年(2017 年)3 月 31 日現在の値

(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模（推計値）

防府市の人口規模は、次のとおりである。

【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
防府都市計画区域	112,515 人	—	—
都市計画区域外	3,427 人	—	—
合 計	115,942 人	110,430 人	104,465 人

※平成 27 年(2015 年)数値は、平成 27 年(2015 年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 30 年(2018 年)3 月推計)）

「*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

1-2. 都市づくりの基本理念

防府都市計画区域は、山口県の南部、瀬戸内海沿岸のほぼ中央に位置し、防府市の1市で構成されている。

本区域は、古くは周防の国の国府が置かれ、室町時代には今や防府のシンボルとして観光の場となっている防府天満宮の門前町として、また、江戸時代には三田尻港は商港として栄える一方、沿岸部には塩田が開かれるなど製塩のまちとしても発達してきた。

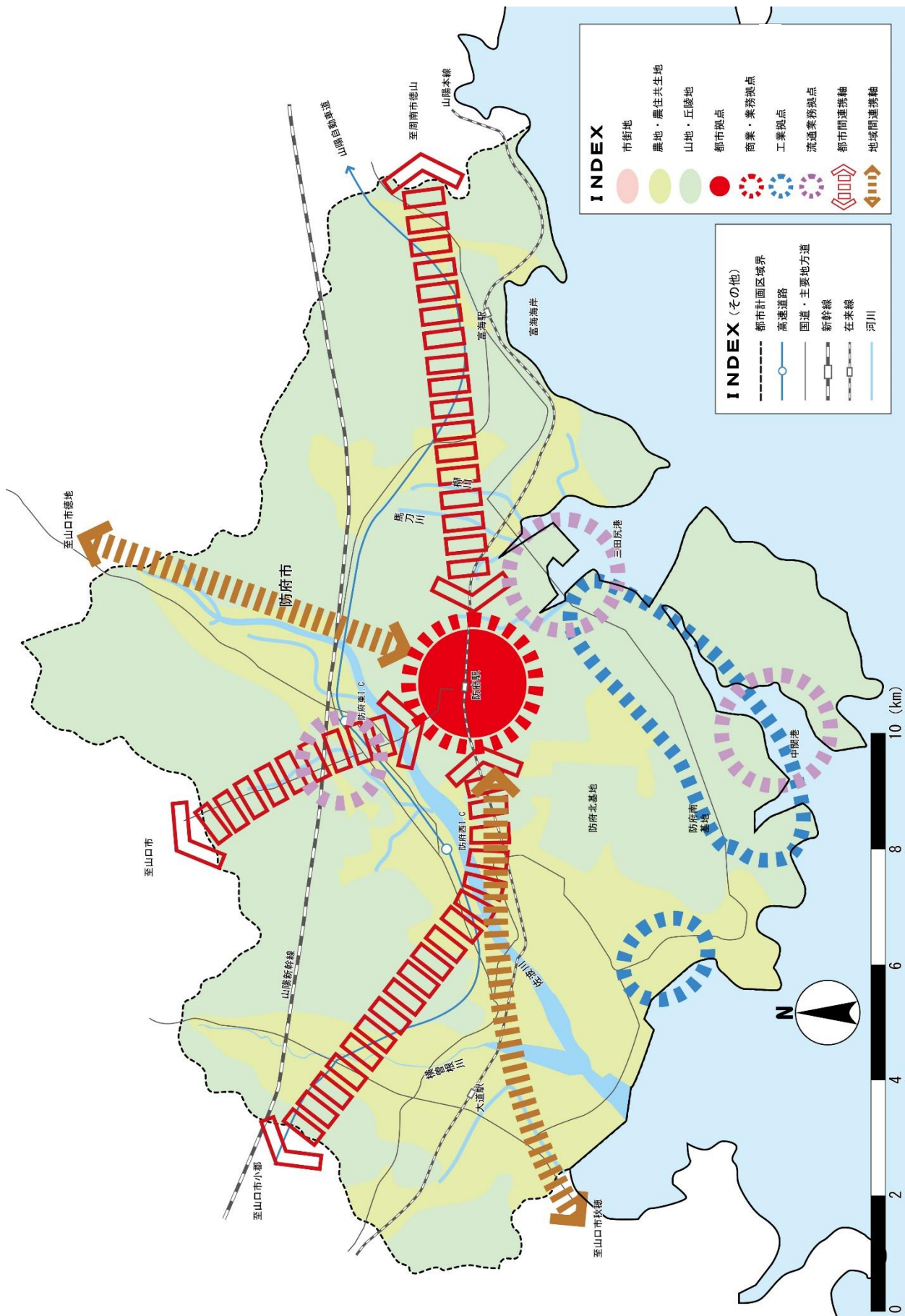
今日では、豊かな佐波川の水を背景に、塩田跡地に古浜中小企業団地や鶴浜鉄工業団地を整備し、瀬戸内海臨海工業地帯の一翼を担う一大工業のまちとなり、三田尻中関港は重要港湾の指定を受けている。

本区域が誇るこのような地域特性の優れた面を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

豊かな自然・歴史と多彩な交流・文化に満ちた県央部の都市づくり

- 県央部の都市らしい魅力ある商業・業務地の形成と活力ある臨海工業地の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。
- 都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築と活性化を行う。また、立地適正化計画*により都市機能*等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることで、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 山口市・周南市との都市間交流や産業の振興を支える都市ネットワーク*の形成を図り、区域を越えた交流と連携の都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

■ 防府都市計画区域の将来都市構造



2. 区域区分*の決定の有無及び区域区分*を定める際の方針

2-1. 区域区分*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分*を定める。

【区域区分*を定めるとした理由】

本区域は、市街化調整区域*での開発が多く見受けられ、核家族化等を社会背景に開発圧力*の強い区域となっており、将来の市街地拡大の可能性が高く、自然的環境を保全した計画的な開発とするため、区域区分*を継続して定める。

2-2. 区域区分*の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次の通り想定する。

【おおむねの人口】

区 分		年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
都市計画区域内人口			113 千人	おおむね 108 千人
市街化区域*内人口			87 千人	おおむね 84 千人

※ 平成 27 年(2015 年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次の通り想定する。

【おおむねの産業規模】

区 分		年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
生産規模	工業出荷額		10,239 億円	12,100 億円
	商品販売額		1,894 億円	817 億円
就業構造	第 1 次産業		1 千人 (3%)	1 千人 (3%)
	第 2 次産業		17 千人 (32%)	16 千人 (30%)
	第 3 次産業		35 千人 (65%)	35 千人 (67%)

※ 平成 27 年(2015 年)国勢調査、平成 28 年(2016 年)経済センサス-活動調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

(3) 市街化区域*のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和12年(2030年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域*とすることとし、市街化区域*のおおむねの規模を次のとおり想定する。

人口減少、少子高齢化が進む中で、ゆとりとにぎわいのある都市環境を確保するため、適切な市街化区域の規模を設定する。

なお、工業用地、流通業務地、交通施設用地等の規模の算定に当たっては、工業立地動向やその他の業務活動の規模を考慮し将来の適正な工業配置等を図れるよう、適切に設定する。

【市街化区域*の規模】

	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)
市街化区域*面積	2,982 ha	おおむね2,950ha

※ 「都市計画現況調査*」による平成29年(2017年)3月31日現在の値(根拠は参考資料 p.26~39に掲載)

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市*づくりを進めるために、立地適正化計画*をはじめとする誘導策などにより、市街化区域*内の適正な土地利用を図るとともに、市街化調整区域*での原則市街化の抑制を一体的に運用する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 交通結節点*となる防府駅等を拠点として、広域的な交通の利便性を活かした商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次都市機能*の立地誘導を進める。
- ・ 萩往還や防府天満宮等の歴史的資源の活用や都市型観光の展開等により、個性あふれる商業・業務拠点の形成を図る。
- ・ 県道防府環状線などの主要幹線道路の沿道等の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地環境を維持・形成し、利便性の高い商業地の形成を図る。

② 工業地

- ・ 勝間地区、新田地区、中関地区、西浦地区などの臨海部における工業団地等の工業集積地の活性化を促進するため、道路、港湾等の基盤整備を進める。
- ・ 牟礼地区では地場産業である窯業が盛んであるため、今後とも地域に根ざした産業として保護・育成を図る。
- ・ 住宅及び工場の混在している地区については、防災面や環境面へ配慮するとともに、緩衝緑地*帯の設置など周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図る。

③ 住宅地

- ・ 人口集中地区である既成市街地*やその周辺市街地については、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 計画的開発団地や市街化区域*縁辺部においては、地区計画*、緑地協定*、建築協定*等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 老朽化した木造建築物や細街路からなる密集した市街地では、建築物の耐震化、住宅の建替え促進や生活道路の整備など住環境の改善を進めるとともに、空き家・空き地の活用を促進し、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 歴史的な景観や風致が残されている防府天満宮周辺の宮市地区等の住宅地などでは、防災面に配慮するとともに、歴史的な建築物などの保全・修繕を図り、地域の特性を活かしたうるおいのある歴史的なまちなみの保全・形成を図るなど、魅力あるまちづくりを推進する。
- ・ 人口減少下においては、空き家・空き地の無作為な発生が懸念され、人口密度の維持、防災・防犯上の安全性の確保、良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等

対策計画*や低未利用土地権利設定等促進計画*の活用などにより都市のスポンジ化*対策を推進する。

④ 流通業務地

- ・ 三田尻中関港を中心とした港湾付近等での流通業務機能の立地を進める。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 防府市の中心部の商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 臨海部の勝間地区、新田地区、中関地区、西浦地区などの工業地及び内陸部の右田地区、大道地区の流通業務地については、緩衝緑地*帯の設置など周辺環境の整備を推進しながら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 中心部の商業地・業務地に隣接する住宅地や臨海部の工業地に隣接する住宅地については、高密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 新規に開発された周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、土地区画整理事業*、市街地再開発事業*等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ 中心市街地*の再構築を図るため、本区域の中心部となる防府駅周辺部については、立地適正化計画*をはじめとする誘導策により、商業・業務、文化施設をはじめとする県央部の都市としての高次都市機能*の集積に努め、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画*や緑地協定*、建築協定*等を活用し、地域の特性に応じた良好な住環境の保全・形成に努める。
- ・ 騒音等の著しい交通施設等の周辺については、公害の防止を図るため、緑地帯の設置や適正な土地利用の誘導を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 市街地内の社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩

いの場合としても貴重な空間であることから、その保全・活用を図る。

- ・ 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す地区等についてはその景観の保全を図る。

④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 富海、西浦、右田、大道、牟礼地区などに広がる市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の振興と農地の保全を図る地区として保全・整備に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、地区計画*や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保を図る。

⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害（浸水深等）を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するために重要な役割を果たすことから、無秩序な市街化を抑制し、これらの適切な維持・保全を図る。

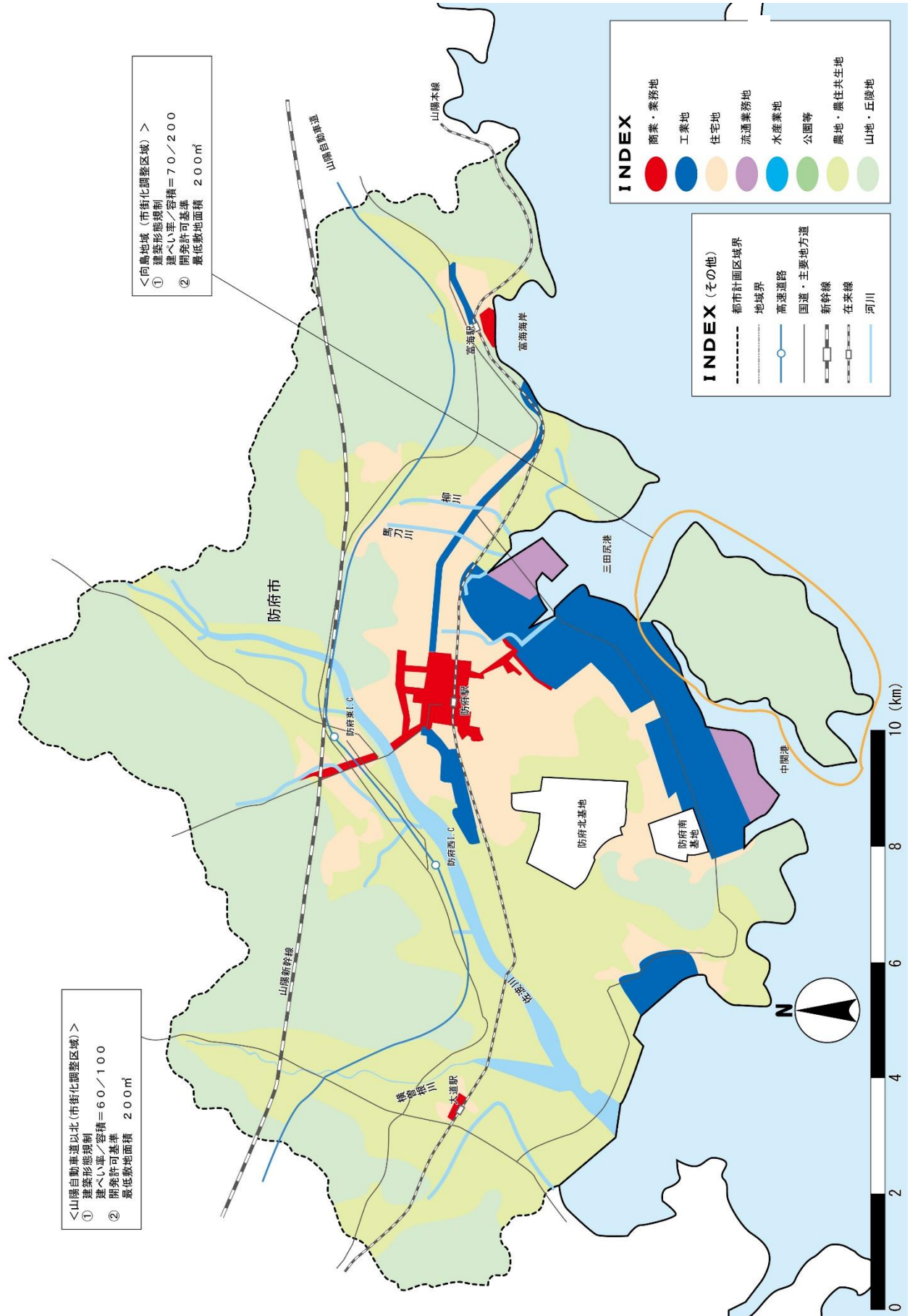
⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地外縁部の山地・丘陵地及び臨海部の富海海岸、江泊山、田島山、向島においては、今後とも良好な自然環境の保全を図る。

⑦ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画*を活用し、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 市街化調整区域*においては、開発の抑制を原則とする。なお、良好な居住環境の形成を図るべき地区については、田園環境や海岸、山地・丘陵地等の自然的環境の保全を図るとともに、地区計画*等を活用し、必要最小限の範囲で計画的な土地利用を誘導する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 都市の魅力の向上や産業の振興を図るために、山陽自動車道防府東インターチェンジや防府西インターチェンジを有する条件を活かし、圏域間の連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク*の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 自家用車から公共交通への転換や交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*の維持・充実を図る。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。
- ・ 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽本線の利便性向上を図るとともに、身近な交通手段であるバスや離島航路などの公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、交通結節点の機能強化を図るとともに、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備やパークアンドライド*、サイクルアンドライド*の普及を推進する。

2) 整備水準の目標

- ・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつらつと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【広域幹線道路】

- ・ 周辺の都市拠点との連携を促進するため、広域幹線道路として山陽自動車道、国道2号、国道262号を位置づける。

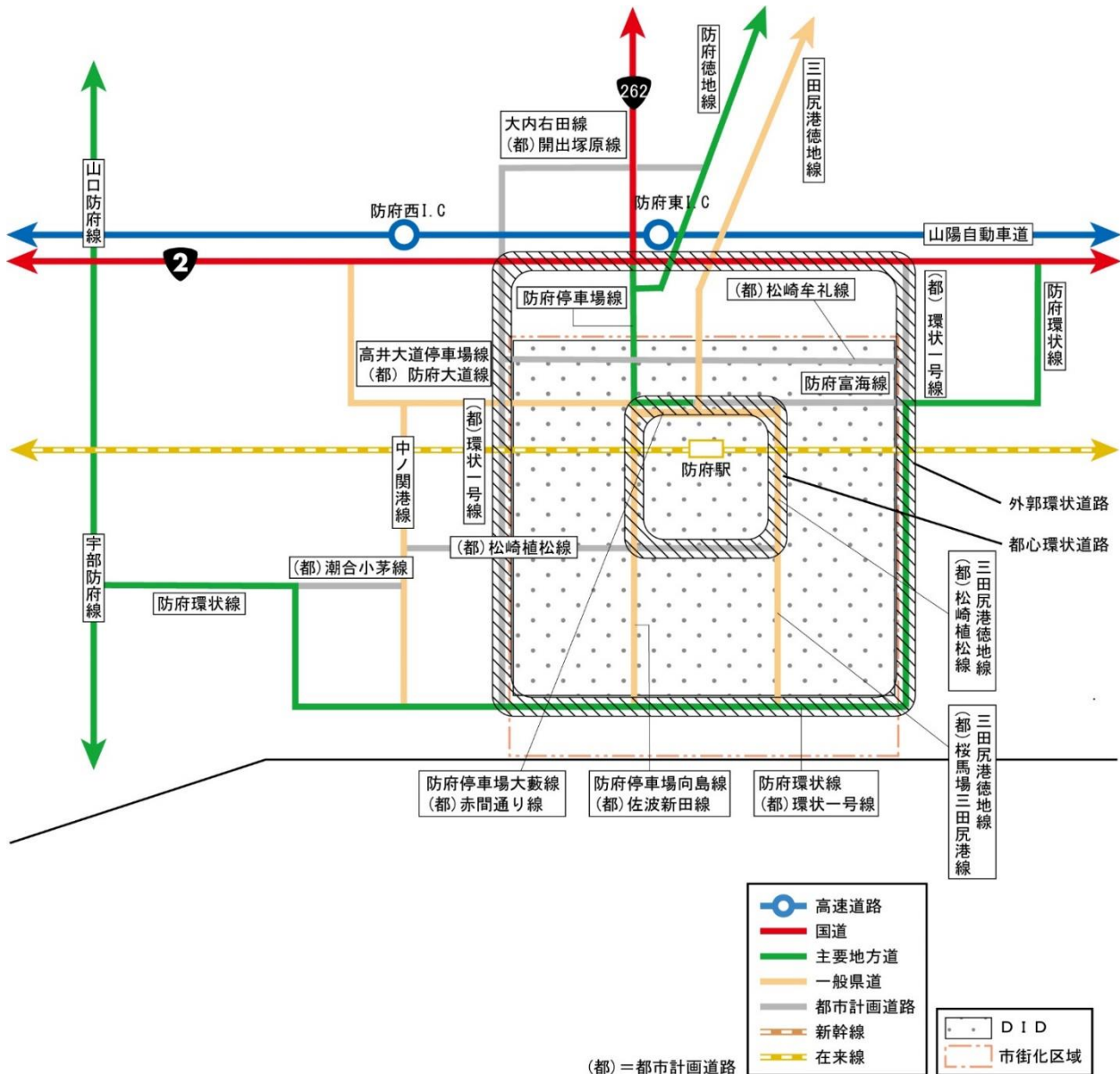
【地域幹線道路】

- ・ 周辺地域との交流・連携を促進する道路として、県道防府環状線、県道宇部防府線、県道山口防府線、県道防府徳地線及び県道三田尻港徳地線を位置づける。

【都市内骨格道路】

- ・ 防府駅を中心とする中心市街地部を循環する都心環状道路として、県道防府停車場線、県道防府停車場向島線（(都) 佐波新田線）、(都) 防府富海線、(都) 松崎植松線を位置づける。
- ・ 国道2号から沿岸部にかけて、既成市街地*外周部を包括する外郭環状道路として、(都) 環状一号線、(都) 開出塚原線を位置づける。
- ・ その他、都市内の骨格を形成する道路として、県道大内右田線（(都) 開出塚原線）、県道高井大道停車場線（(都) 防府大道線）、県道防府停車場大藪線（(都) 赤間通り線）、県道中ノ関港線、三田尻徳地線（(都) 桜馬場三田尻港線）、(都) 松崎牟礼線、(都) 潮合小茅線、(都) 新橋宮市線、(都) 宮市天神前線を位置づける。

■主要道路の配置の方針



2) 公共交通

- ・ 本区域の玄関口となる防府駅においては、南北市街地の一体化と都市機能の集約化が進んでおり、今後は、駅周辺の有効利用や接続する街路の整備を進め、公共交通の結節機能と都市機能が強化された魅力ある空間として整備を図る。また、交通施設のユニバーサルデザイン*化など、利用環境の改善に努める。
- ・ 自家用車から公共交通への転換や離島などの公共交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*や離島航路の維持・充実を図る。
- ・ 立地適正化計画*を活用し、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

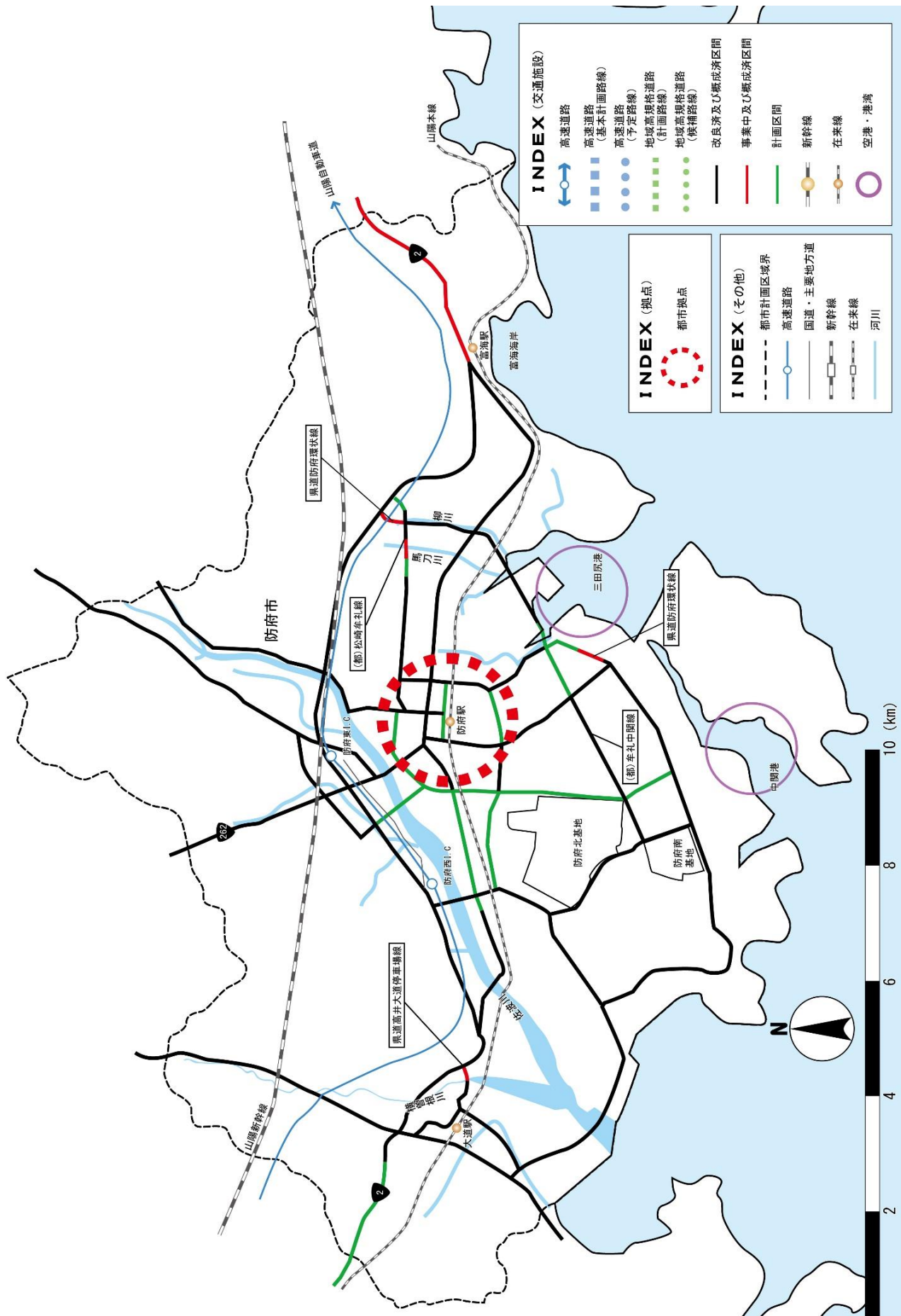
3) 駐車場

- ・ 駅や港などの交通結節点*や観光拠点などにおいて、今後の市街地整備や観光振興の動向などから、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に努める。

4) その他

- ・ 本広域都市圏の産業、経済進展の基盤となっている三田尻中関港中関地区においては、自動車産業を中心とした物流需要の増大等に対応するため、岸壁の改良やコンテナターミナル*の再編整備など、港湾機能の強化を進める。

■ (参考) 主要道路の整備状況



(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた污水处理施設の整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を推進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

ii) 河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づくり、周囲の景観と調和した親水空間等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、雨量、水位等の水文情報*の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県污水处理施設整備構想*」のアクションプランに基づき、污水处理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

- ・ 公共下水道は、既成市街地を優先的に整備するとともに、周辺市街地及び新市街地においても計画的な整備に努め、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。
- ・ 処理区域内の雨水・污水対策に伴う処理場、ポンプ場や管きよの整備に努める。

2) 河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪水防止対策と周辺的环境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、親しむことのできる河川空間の創出に努める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

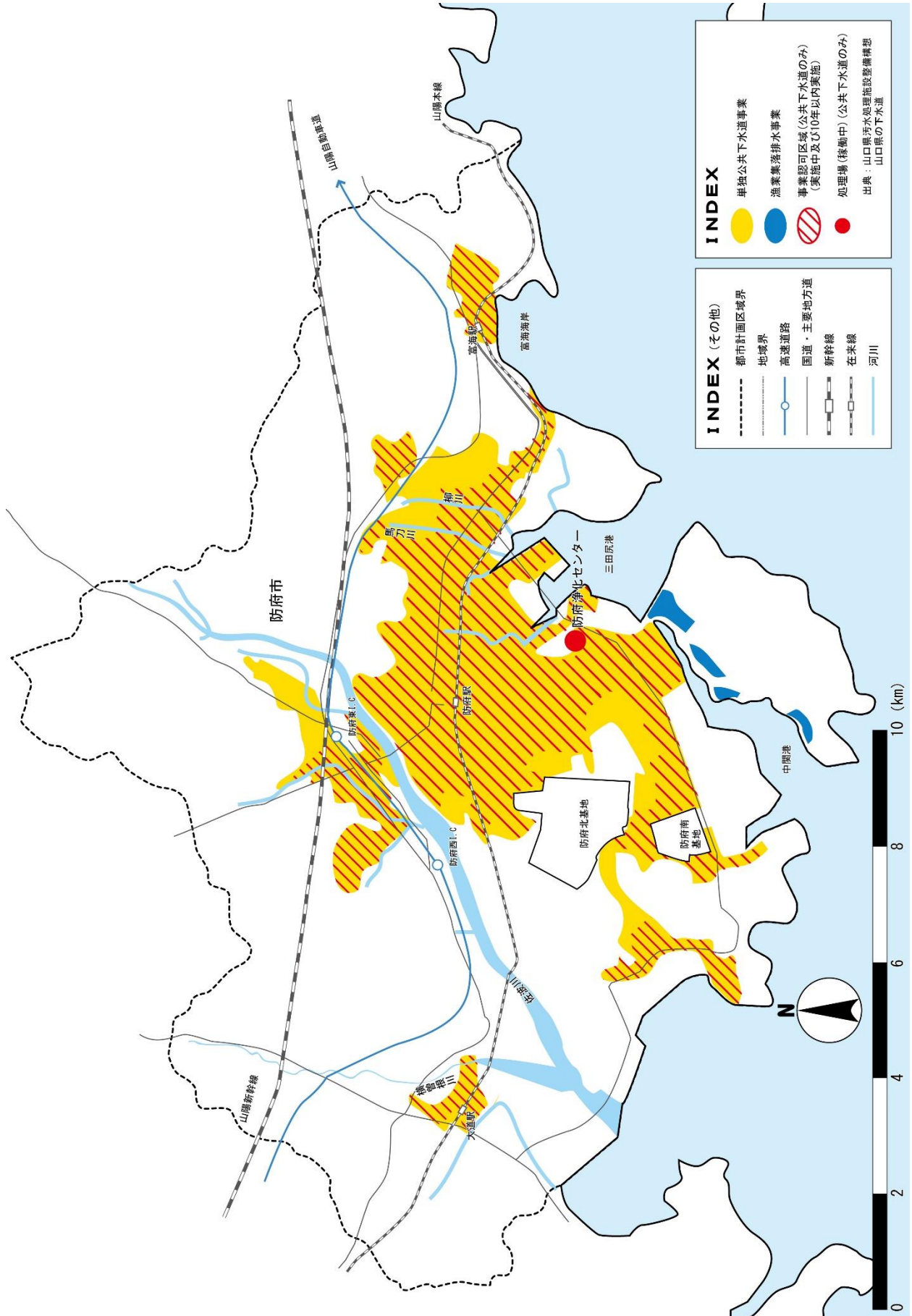
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、リサイクル活動拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「防府市一般廃棄物処理基本計画」及び「山口県循環型社会形成基本計画*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ ごみ処理、し尿処理を行っている防府市クリーンセンターについては、より環境への影響に配慮した処理体制を整備するとともに、効率的な運用に努める。
- ・ 防府市一般廃棄物最終処分場については、適切な維持・管理を図る。
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。

■ 下水道の整備の方針



3-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画*の策定等により、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 中心市街地の整備については、「防府市中心市街地活性化基本計画」等に基づいて、地元主導の事業も取り入れながら「まち」としての魅力の向上に努める。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会の形成を進めるため、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努めるとともに、レクリエーションや徳地の森林セラピー基地などにみられるような癒しの空間として活用を図る。
- ・ 都市環境への負荷を軽減する緑の機能を保全・活用するため、都市緑化を推進する。
- ・ 日常生活に密接に関連する生活環境の保全や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している市街地背後の山地・丘陵地や市街地南部の向島、佐波川等の河川沿いの緑地を保全・創出する。
- ・ 快適な都市環境の形成を図るため、都市生活に密着した市街地内及び周辺地域の都市公園等の整備を推進する。
- ・ 防府天満宮をはじめ点在する社寺とこれらを囲む緑、及び毛利氏庭園をはじめとする歴史的文化遺産は、地域固有の風土・歴史を醸し出す貴重な緑地空間として保全を図る。
- ・ 農地や集落地の緑については、周囲の自然環境と一体となってまとまりをもった農業空間を形成していることから、これらの保全を図る。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑として保全・創出する。
- ・ 工業地帯と市街地の間を通る県道防府環状線の沿道を中心に緩衝緑地の整備を推進する。

2) レクリエーション系統

- ・ 天神山公園、桑山公園、向島運動公園等の大規模な都市公園を子供からお年寄りまで全ての人々が集える都市のレクリエーション拠点として保全・充実を図る。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園*や都市基幹公園*等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- ・ 防府天満宮をはじめ点在する社寺や毛利氏庭園、周防国衙跡をはじめとする歴史的文化遺産と一体となった緑地の充実を図る。

- ・ レクリエーション利用効果を高めるため、公園等を連結する緑道の設置、河川沿い緑地の活用等により、有機的な緑地の配置を図る。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト*の削減のため、効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる緑地として、維新百年記念公園を活用する。
- ・ さらに、大規模災害時の防災体制の強化のため、広域的な防災拠点となる緑地として、山口きらら博記念公園を整備・活用する。
- ・ 洪水や高潮・津波、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に基づいた避難地及び避難路や緩衝帯となる緑地を計画する。
- ・ 洪水や高潮・津波による浸水や、地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

4) 景観構成系統

- ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地を保全する。
- ・ 郷土景観を構成し、ランドマーク*ともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。
- ・ 富海海岸をはじめとする市街地の前面に広がる瀬戸内海の景観を保全する。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている佐波川、横曽根川等の河川の水辺空間については、地域を代表する水辺景観として保全・創出する。
- ・ 街路樹の植栽など都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

公園緑地等の種別		配置の方針
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
都市基幹公園*	運動公園	向島運動公園、防府スポーツセンターの適切な点検を行い、安心・安全な施設を維持し、レクリエーション環境を保持する。
その他の公園・緑地		<p>維新百年記念公園、山口きらら博記念公園を広域公園として配置し、スポーツ・レジャーの拠点となるように施設の充実を図る。</p> <p>駅南緑地公園、三田尻御茶屋歴史公園については、市街地内における緑の創出、遺構や歴史的建造物の保護・歴史継承に寄与する特殊公園として配置する。</p> <p>緑地については、佐波川の自然景観を活かした河川敷緑地や、都市内の自然環境の保全・景観の向上を図るため、都市緑地を配置する。また、潤いある緑の都市空間創出のため、緑の軸としての緑道を配置する。</p>

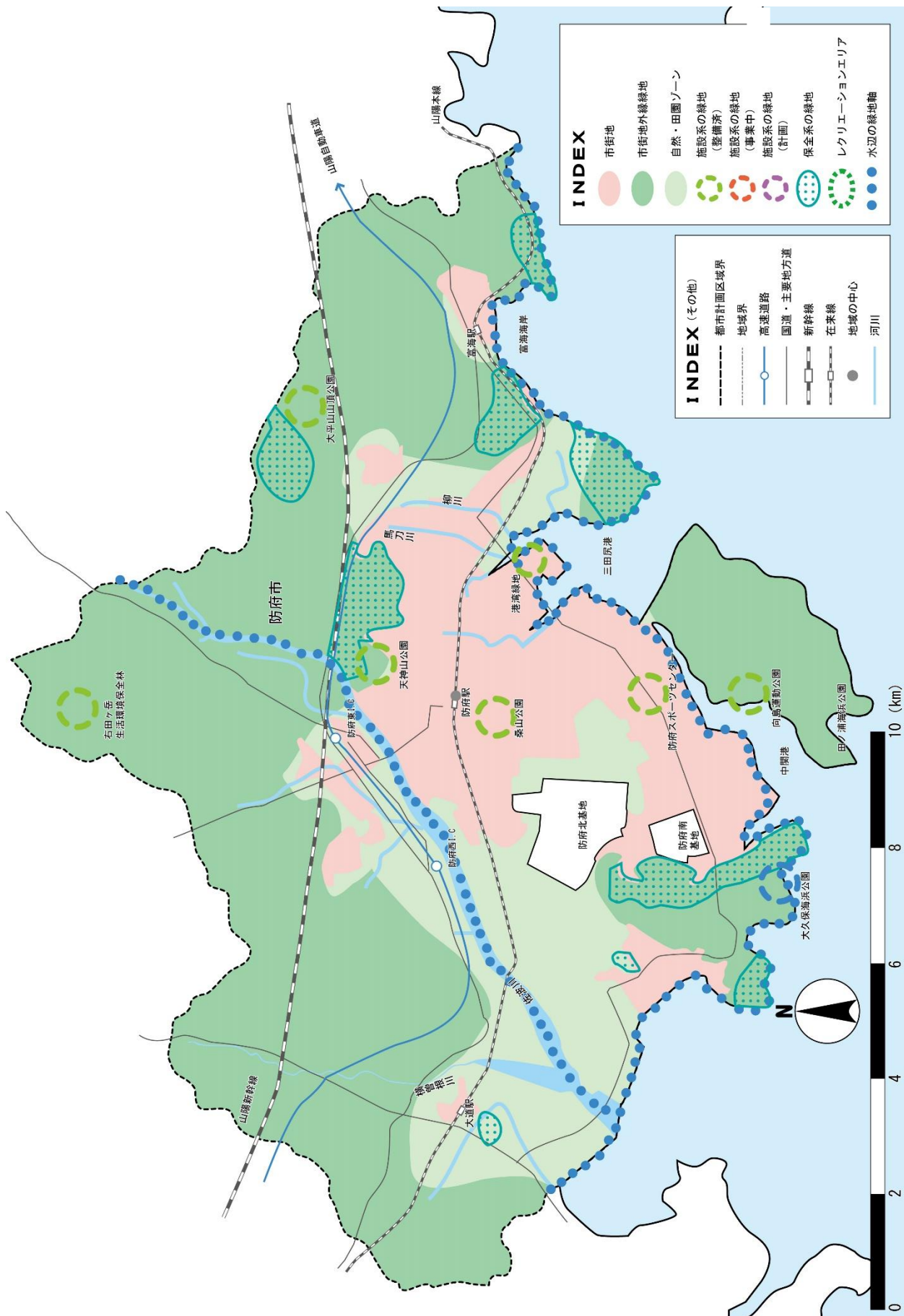
2) 特別緑地保全地区*等の指定の方針

本区域における特別緑地保全地区*等の指定の方針は、次表のとおりとする。

【特別緑地保全地区*等の指定の方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地としての指定を必要に応じて検討する。
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地などは、良好な自然的景観の維持に必要な緑地としての指定を必要に応じて検討する。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針*」及び「防府市景観計画*」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ*やセミナー*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー*や山口県景観サポーター*を育成し、活用する。
- ・ 防府市景観計画*等に基づき、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 「防府市景観条例」に基づき、地域を特徴づける良好な景観の保全・創出を図る。
- ・ 防府天満宮周辺の宮市地区は、景観形成重点地区に指定し、地域の特性を活かした景観の創出を図る。
- ・ 防府駅を中心とした地区については、地域の特性を活かした魅力ある都市景観の創出を図る。
- ・ 門前町あるいは商港として栄えた防府天満宮周辺や三田尻中関港周辺など、歴史的なまちなみが残されている地区や農業・漁業集落では、地域の特性を活かした景観の保全と活用を図り、魅力的な個性のあるまちづくりに努める。
- ・ 市街地の骨格を形成する市街地背後の山地・丘陵地や臨海部の富海海岸、江泊山、田島山、向島などの海岸線は、都市を特徴づける貴重な景観として保全を図る。
- ・ 都市にうるおいをもたらしている佐波川等の河川の水辺空間については、周囲の景観と調和した潤いある水辺景観の形成を図る道路や沿道の緑化、電柱類の地中化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の良い景観が保全・創出できるよう努める。

3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び「防府市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震津波等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）*を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*、海岸保全施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域*、津波災害警戒区域*、洪水及び高潮浸水想定区域*等については、各種ハザードマップ*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 瀬戸内海沿岸は、入り江、湾形の多い南向きの海岸であり、台風時に高潮被害などが発生しやすいため、これらの被害を軽減することを目的として、海岸保全施設*等の整備を推進する。
- ・ 南海トラフ巨大地震等による被害に対しては、迅速な情報伝達などのソフト面*での対応を図る。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震化を促進する。
- ・ 市街地を流れる佐波川の洪水ハザードマップ*をはじめ、洪水や高潮、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や防災対応能力を高める防災訓練などにより、住民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。